

愛する家族のために遺言書を書こう

弁 護 士 寺 本 憲 治

【1】なぜ遺言書を書くか？



自分の思う通りに財産を分けたい！



家族が争わないように！



皆で公平にわけてくれればいい？



遺言書がない場合

【例1】

¥5000000



兄



弟

【例2】

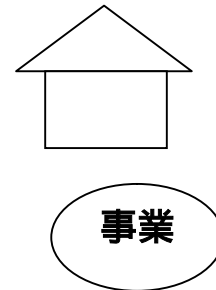
¥5000000



兄



弟



【2】遺言書で想いを伝えることができる！

【例1】

遺言書
全財産を姉に相続させる。



姉



妹



【例2】

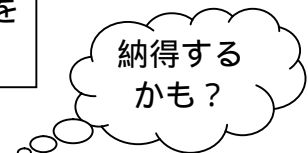
遺言書
これまでよく介護をしてくれた姉に全財産を相続させる。苦勞をかけたね。



姉

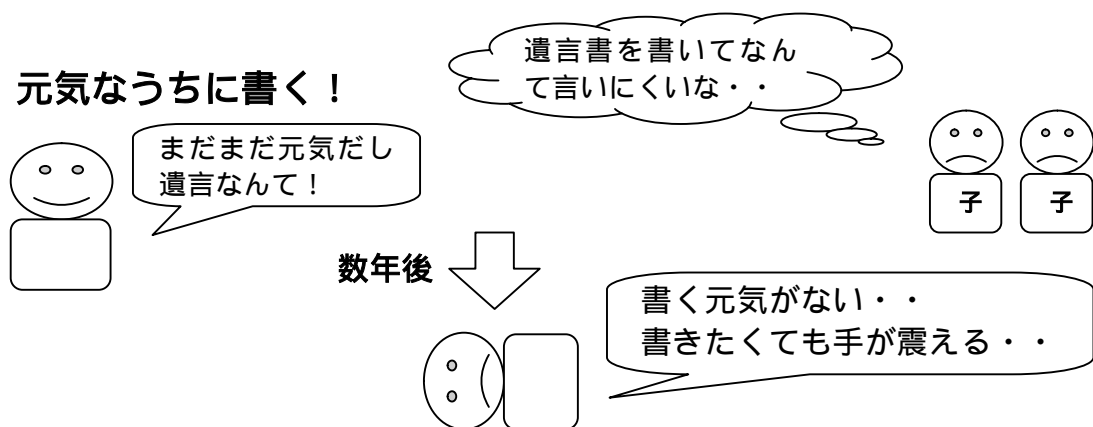


妹

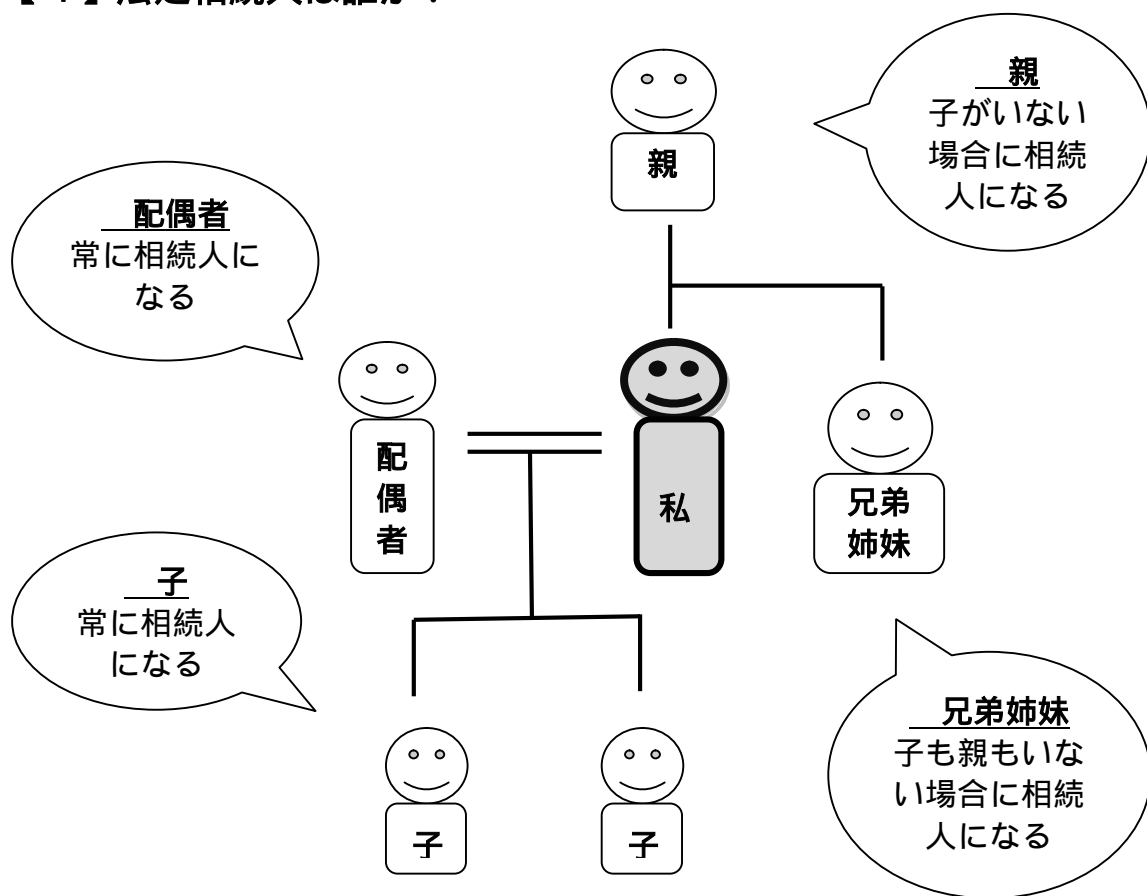


想いをこめた遺言書はトラブル回避につながる！

【3】元気なうちに書く！



【4】法定相続人は誰か？



【相続する遺産の割合】

配偶者 $\frac{1}{2}$	子 $\frac{1}{4}$	子 $\frac{1}{4}$
-------------------	-----------------	-----------------

配偶者 $\frac{2}{3}$	親 $\frac{1}{3}$
-------------------	-----------------

配偶者 $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$
-------------------	--------------------

【5】遺言書の書き方例

- ・ 丈夫な紙に、ペン書きが望ましい。
- ・ 間違えた場合、書きなおすのが無難。
- ・ 2枚以上になる時は割印を押す

全文を手書きで書く

タイトルは「遺言書」などわかりやすく

遺言書

遺言者 京都太郎は次の通り遺言する。

1、妻 京都花子に次の財産を相続させる。

土地 所在 京都府京都市中京区○○○
地番 1番地
地目 宅地

建物 所在 京都府京都市中京区○○○1番地

2、長男 京都一郎に次の財産を相続させる。

□□銀行京都支店 普通預金 口座番号□□□□

平成 23 年 6 月 4 日
京都 太郎 (印)

日付を入れる
「吉日」は不可

自分の名前を書き、印鑑を押す。

1人1通作成する。
(夫婦で共同の遺言書は禁止)

【6】いろいろな遺言書

- 遺産の分割を禁止する遺言書 (5年を超えない期間)
例：一郎が大学を卒業するまで分割を禁止する。
- 特定の相続人を廃除する遺言書
(虐待や重大な侮辱、その他著しい非行があった場合)
- 特定の財産を条件付きで譲りたい場合の遺言書
例：姪の京都和子が20歳になったとき、次の財産を遺贈する。



➡ 複雑な遺言書は専門家の点検でトラブル防止を！

【 7 】 公正証書遺言



公正役場で公証人が間違いのない遺言書を作成し、原本を役場で保管してくれる制度。

出張費を払えば出張も可能



公証人



私

2人以上の証人が必要。
遺言者の身内は不可。



証人



証人

証人は弁護士に依頼できる。

【公証人の手数料】

相続財産の価額	手数料
100万円まで	5,000 円
200万円まで	7,000 円
500万円まで	11,000 円
1000万円まで	17,000 円
3000万円まで	23,000 円
5000万円まで	29,000 円
1億円まで	43,000 円

以下5000万円ごとに、130000 円（3億まで） 110000 円（10億まで） 8000 円（10億を超えるもの）を加算。



【 8 】 知っておきたいあれこれ

- 財産を正確に確認する
→ 不動産登記簿謄本、固定資産課税証明書、預金通帳、株式、投資信託、事業用財産、保険金、ゴルフ会員権・・・など
- 遺留分への配慮が必要
- 遺言執行者を指定すれば相続がスムーズに進む